

取得しよう!!

働きやすい職場

「ひなたの極」

きわみ



「ひなたの極」
とは？

この制度は、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所（以下「企業等」という）のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

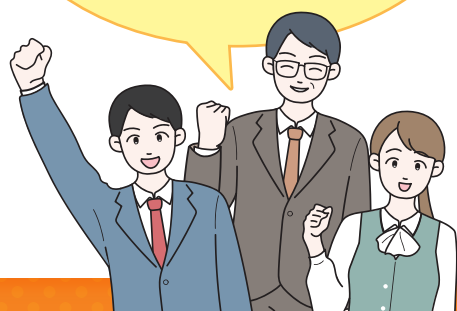
対象
企業

- 宮崎県内に本社又は事業所があること
- 常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業主（国及び地方公共団体を除く）
- 以下の全ての要件を満たしている

- ・労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に則した就業規則等を整備していること。
- ・過去3年間に於いて、法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- ・国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと。
- ・役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。



認証取得で
こんな
メリットが
あります！



＼メリット／

1

従業員の
満足度アップ！

働きやすい職場環境では、従業員は安心して仕事をすることができ、企業と従業員の間に信頼関係を築くことができます。
また、社内の風通しが良くなれば、従業員のストレス軽減につながるでしょう。

＼メリット／

2

企業のイメージ
アップにつながる！

「ひなたの極」を取得すると、県のホームページに企業名が掲載されたり、自社でPRに使用することができます。企業ブランドの向上につながり、取引業者や求職者に対するイメージアップが期待できます。

＼メリット／

3

優先・優遇措置が
受けられる！

- 就職説明会、企業ガイダンス等への優先参加
- 商談会等の情報提供
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置※1
- みやざき犬の優先的派遣※2

※1 詳しくは宮崎県商工観光労働部商工政策課経営金融支援室ホームページをご覧ください。

※2 （注意）ただし、必ずしも派遣されるとは限りません。申込み等については、宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課ホームページをご覧ください。

＼メリット／

4

入札での
審査加点！

- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点

メリットが
いっぱい！



＼メリット／

5

育休復帰時
奨励金の要件に！

従業員の育児休業からの復帰に際し、国の両立支援等助成金の支給を受けた「ひなたの極」認証企業に対し宮崎県育休復帰時奨励金が支給されます。

※その他要件など、詳しくは宮崎県育休復帰時奨励金ホームページをご覧ください。



認証までの流れ

※申請から認証まで3か月程度かかります。認証の有効期間は3年間です。



申請書については、
随時受け付けています！

1

申請書の
提出

必要書類を添付して
雇用労働政策課まで

2

審査
(現地確認)

申請された内容について確認を行います

3

認証書の
授与

知事から認証書を
授与します



第22回認証書授与式(令和7年12月開催)

認証基準

※法令遵守が前提です。 令和7年11月現在

該当する審査項目(下記参照)の総得点の割合が85%以上であることかつ、以下①、②のいずれか及び③を満たす必要があります。

- ① 常用労働者の所定外労働時間が、毎月勤労統計調査における県平均値の「全産業・事業所規模5人以上：8.5時間」と「該当する産業・事業所規模」のいずれかが高い方と比べて低いこと。
- ② 10日以上有給休暇が付与された労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること。
- ③ 審査票の「1働き方(休み方)見直しに関する取組と実績」に記載されている2.、3.及び7.の3つの項目のうち、1つ以上の項目を満たしていること。

審査項目

令和7年11月現在

1 働き方(休み方)見直しに関する取組(7項目)

- ・所定外労働時間の削減について、具体的な数値目標を設定し、数値目標達成のための具体的な取組を行なっている。
- ・年次有給休暇を半日単位又は時間単位で取得できる制度を設けている。また、取得実績がある。等

2 育児・介護休業制度等の整備状況と実績(9項目)

- ・過去3年間に於いて、女性(男性)の育児休業取得者がいる。
- ・過去3年間に於いて、介護休業若しくは介護休暇取得者がいる。等

3 その他(9項目)

- ・「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況。
- ・労働者に対するメンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する相談窓口の設置状況 等

審査項目の詳細など詳しくは
県庁ホームページよりご確認ください

ひなたの極

検索

二次元コード
よりアクセス！



外国人雇用企業等の優良事例発信

令和4年10月1日以降に「ひなたの極」を申請する企業等のうち、外国人雇用においても優良企業等であることが認められた場合には「外国人雇用企業等の優良事例」として県ホームページなどで周知を行います